

第3章

ポスト新自由主義期ペルーの労働組合と国家

——20世紀の状況との比較——

村上 勇介

はじめに

本章の目的は、ポスト新自由主義と呼べる段階に入った今世紀のペルーにおいて、労働組合によるストや抗議行動がより活発化している状況を分析し、その意義と今後の展望について考察することである。今世紀に入ってからペルーの労働組合は、20世紀の労働組合とは異なった性格を有しているのか。それは、何らかの新たな国家社会関係が構築される兆しをとらえてよいのか。

本章でみるように、労働省の統計によれば、ストの発生件数も動員数も今世紀に入って数が微増している（第1節第3項の図3-2参照）。確かに、1970年代後半、1968～1980年にかけて成立した軍事政権の末期に民政移管を要求する運動が盛り上がった頃と比べれば低迷が続いている。だが、1990年代半ばから終わりにかけての底からは脱し、1990年前後のレベルに戻っている⁽¹⁾。

数が限られているペルーの労働組合に関する先行研究⁽²⁾は、1980年の民政移管以降、労働組合が政治や社会に対する影響力を失った現象の分析に集中している。影響力喪失の表れとして示されるのが、前出のストと動員数である。そうした先行研究が衰退の根本原因として一致して指摘するのは、インフォーマルセクターで働く非正規雇用ならびに一定水準の賃金を得ていないか一定時間未満しか働かない不完全就業（subempleo）の増大という構造的

要因である (Balbi y Gamero 1990; Ballón 1986a; Ballón 1986b; Cameron 1994; Mejía 1998; Parodi 1985; Parodi 1988; Portocarrero y Tapia 1992; Stokes 1995; Vildoso 1992)。

ペルーは2002年から10年ほどのあいだ、世界的な資本主義経済の拡大に伴う一次産品輸出ブームに沸いた (第3節第1項参照)。好調な経済のもとで、インフォーマルセクターで働く人々の割合は大きく変化しなかったものの、失業や不完全就業が一定のレベルで改善した (第2節第1項の表3-2参照)。そこで、構造的な背景に一定の向上があったことから労働組合がより活性化したと考えることができる。だが、冒頭のリサーチクエスションには、そうした構造的要因から回答を導き出すことはできない。

先行研究には、構造的要因とともに、労働組合や労働者といったアクター (行為主体) に着目した幾つかの研究が存在する。その知見のひとつは、労働組合の関心が、労働者一般や貧困層など同様の社会経済状況にある人々との水平的な連携を模索することではなく、個々の労働組合の利害に限定されていたことを指摘している (Mejía 1998; Vildoso 1992)。また労働者に着目した別の研究によれば、労働者は、労働組合や左派の思想に共鳴して労働組合に参加しているのではなく、賃上げなど個々の労働環境の向上にその関心をおいていた。その達成が見込まれないと主観的に判断すると所属組合を容易に変えていた (Parodi 1986)。そうした労働組合や労働者をもつ関心の狭い射程に変化が生じているのか、検証する必要がある⁽³⁾。

さらに、先行研究が示すアクター (労働組合や労働者) の射程に加え、ふたつの観点から今世紀の労働組合について検証する必要があると筆者は考える。そのひとつめは、政党と労働組合との関係である。ペルーでは、「弱い国家と社会」という状況のなかで、労働組合やその連合組織が特定の左派系の政党と密接な関係をもって、正確には政党に従属する形で誕生し、展開してきた (村上 2004)。そうした関係は変化しているのかについて探求しなければならない⁽⁴⁾。

もうひとつの観点は、ポスト新自由主義という今世紀の時代状況の影響である。ラテンアメリカは、1970年代末までに、それまで約半世紀にわたり追

求してきた国家主導型発展モデルの破綻が明らかとなり、1980年前後から市場経済原理を徹底させる新自由主義（ネオリベラリズム）路線に舵を切る。だが新自由主義路線は、ラテンアメリカが歴史的に抱えてきた格差構造や貧困問題を悪化させ、1990年代終わりには同路線への批判や見直しを求める声広がった。今世紀に入ると、新自由主義路線を支持する右派勢力ですら、前述の社会経済面での課題を無視することはできなくなる。そして、新自由主義路線を批判する左派勢力が政権を握る例が増えていった（遅野井・宇佐見 2008）。1990年代のような新自由主義全盛の時代は過ぎた、という意味で、現在のラテンアメリカはポスト新自由主義の段階にある（村上 2013; 2015a）。ペルーでも、今世紀に中道左派や左派の政党が政権についており、そうした状況の変化が労働組合の活性化に関係あるのかを分析する必要がある。

以下では、労働組合の現状分析と今後の展望という課題に取り組むための前出の観点のうち、労働組合と政党の関係ならびに労働組合の射程の問題を確認するために、まず、20世紀のペルーにおける労働組合のあり方を概観する。国家主導型発展モデル期と、同モデルが破綻し新自由主義路線がとられた1990年代に分けて分析する。つづいて、その作業で確認された分析視角から、今世紀の労働組合と国家の関係について考察する。

第1節 国家主導型発展モデル期の労働組合

1. ペルーの「弱い国家」と「弱い社会」

労働組合に焦点を合わせる前に、20世紀のペルーにおける国家と社会の基本的な性格を整理し、労働組合がおかれた政治社会について考えておく。20世紀のペルーは「弱い国家」と「弱い社会」に特徴づけられる。

ここでいう国家や社会の強弱とは、ミグダルの国家社会関係アプローチ（Migdal 1988; 2001）に基づいている。同アプローチは、国家と社会が相互に

作用する過程の重要性を強調する。ただ、国家と社会の強弱を測る一般的な基準を設けることは難しい問題である。比較のためのデータが揃わない場合も多い。本章では、20世紀のラテンアメリカのなかでペルーを位置づけるため、歴史的経路をふまえた判定基準を設定することにする（岡田 2010）。具体的には、19世紀後半以降に形成された寡頭支配国家を脱し「国民国家」建設が目標とされたのがラテンアメリカの20世紀（1930年前後以降）であったことから、寡頭支配期の状態からの変化の程度で判断する。

ひとつには、寡頭支配に対し、その政治から排除されていた中間層や下層の人々が政治参加を求める動きが起き、強まった。こうした動きはポピュリズム（populismo）と呼ばれる。そこで、中間層や下層の人々を基盤とするポピュリズム勢力が寡頭支配勢力を抑えることに成功した時点を目安とすることができる。これは、社会から国家へのベクトルなので、社会の強弱の基準である。つまり、早い時期に寡頭支配を抑えることができれば社会が強くなり、逆に寡頭支配が根強く存続する場合は社会が弱いと考えることができる。

他方、「国民国家」が追求したのは、国家主導による工業化や国民生活の向上などであった。そこで、工業化や生活水準の程度を別の基準とすることができる。これは、能力から国家の強さをみている。

以上の基準から、具体的にラテンアメリカ諸国を分類したのが表3-1と図3-1である。表3-1は、ポピュリズム勢力が政権を握った年の早さから、社会の強弱を3段階に分けている⁽⁵⁾。早いグループを「強」、遅いグループを「弱」とし、そのあいだを「中」としている。他方、図3-1は、1970年時点での国内総生産に占める製造業の割合と生活水準指数から三つに分類している⁽⁶⁾。いずれの基準も高い水準にあるグループを「強」、いずれかの指標が高いグループを「中」、いずれも低いグループを「弱」としている。ペルーは、国家、社会ともに弱い範疇に属している。

ほかのラテンアメリカ諸国と同様、ペルーも19世紀後半から20世紀初頭にかけての一次産品輸出による繁栄を契機とした政治経済社会変動を背景に、寡頭支配が1930年代以降、動揺する⁽⁷⁾。だが、寡頭支配勢力が追い詰められ

表3-1 社会の強さ

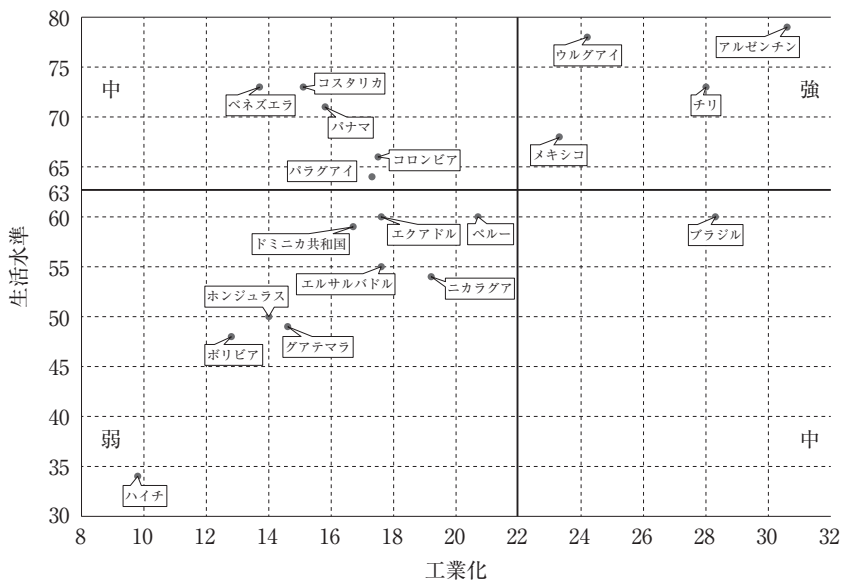
強度	国名	年
強	ウルグアイ	1903
	メキシコ	1920
	ブラジル	1930
	チリ	1932
中	グアテマラ	1945
	アルゼンチン	1946
	コスタリカ	1949
	ボリビア	1952
	エクアドル	1952
	コロンビア	1958
	キューバ	1959
	ベネズエラ	1959
弱	パナマ	1968
	ペルー	1968
	ホンジュラス	1972
	ドミニカ共和国	1978
	ニカラグア	1979
	エルサルバドル	1984
	ハイチ	1993
	パラグアイ	1993

(出所) 筆者作成。

ることはなかった。寡頭支配が払拭されるのは、1968年に成立する改革主義的軍事政権になってからである。ポピュリズム勢力を代表する政治家が公正な選挙で大統領についた例もあった(1945年と1963年)が、寡頭支配層の支持を受けたクーデタにより任期を全うできなかった。

寡頭支配が存続した原因としては、19世紀後半からの一次産品輸出の繁栄も、また1930年代以降の近代化の過程も、コスタ(海岸地域)、とりわけその北部から首都リマのある中部に集中して展開したことがある⁽⁸⁾。ほかの地域、とくに1960年代まで人口の過半数以上を擁していたシエラ(アンデス高地)に対しては、影響が限定的か、その浸透は遅々としていた。寡頭支配層は、徐々に勢力を低下させつつも、大土地所有者を中心にそれぞれの勢力地

図3-1 国家の強さ



(出所) Thorp (1998, 162; 361) を基に筆者作成。

でいまだ強い支配力を有していた。

そうした状況のなかで展開した政党政治において、政党は、政治的有力者(カウディジョ)を頂点としてクライエンテリズムに基づいて形成され、有権者の過半数が集中するコスタ⁽⁹⁾の中部から北部を中心に活動し、全国レベルの組織的基盤を構築しなかった。今日まで、ペルーには全国政党が現れたことはない。選挙で浮動票の支持から過半数の得票を記録することも例外的に起こるものの、それが次の選挙まで維持されることはなく、ほとんどの場合、20~30%の得票率を記録するのがせいぜいである⁽¹⁰⁾。政治が小党分裂化する一方、政党間では個別利害に基づく相互対立が常態化した。以上の傾向は、寡頭支配勢力を代表する保守系のみならず、中間層や下層の人々を代表する政党勢力にも共通していた。

対立を基調に小党分裂化を繰り返す上述の政治は、政治空間の「私物化」

を招き、ひいては、政治闘争の「戦利品」として国家の「私物化」にも帰結した。実施される政策は、主要政党間の幅広い合意ないし了解に基づいた「国家政策」ではなく、与党、最終的にはその最高指導者である大統領「個人の政策」に墮し、その内容や射程は、各大統領の個別的な関心や利害の範囲に限定された。そうしたなかで、国家の存在が全国津々浦々にまで行きわたることはなかった。

以上のような「弱い国家」に対し、社会も、植民地以来のさまざまな亀裂が走り、求心力がない。政治、経済、社会、文化、民族、地域などの面において、ペルーには亀裂が存在し、植民地以降の歴史展開のなかで、それらの亀裂が深まるともに複雑に重層化した。その状況は、亀裂を超えて相互に行き来する「橋」が構築されない「群島」(archipiélago)に比される(Cotler 1978)。そうした「群島」の一部分しか代表しない政党が政治の舞台に現れるだけであることはすでに指摘したが、社会組織や社会運動も同様で、水平的に広がる基盤や有機的關係が構築されない状況が続いてきた。

2. 労働組合の誕生と初期の展開

他のラテンアメリカ諸国と同様、ペルーにおいても、世界的な資本主義経済の拡大に伴って発展した一次産品輸出経済の時代、寡頭支配期(1895～1930年)に近代的な労働組合が誕生した。それは、同期に引き起こされた経済社会変動を背景にしていた。この時期の経済発展は、労働者や中間層、都市貧困層を増加させた。そうした人々は、あらゆる面で特権的地位を占めていた少数の白人系エリートに対し、その社会経済的状況の改善や地位の向上を組織的に要求するようになった。労働組合は、そうした動きの主要な軸のひとつだった。ヨーロッパからの労働運動などに関する多様な思想の影響が及んできていたことが、そうした動きを後押しした。

ペルーで最初の近代的な労働組合が誕生したのは1904年とされる。同年にリマで結成されたパン製造労働者連合(Federación de Obreros Panaderos)が、

資本主義体制に反対する姿勢を明確にし、それまで属していた、相互扶助的な労働組合連合組織から離脱したのである（Sulmont 1975, 78）⁽¹¹⁾。その後、同様の志向をもつ労働組合が結成されるが、当初は、寡頭勢力の政治家と個々に結び付いて、その要求を実現しようとした⁽¹²⁾。

労働組合が寡頭支配との対立を先鋭化させるのは1930年代からである。それには、ふたりの左派思想家・政治家が重要な役割を果たした。ラテンアメリカのなかで独創的と評される共産主義者のカルロス・マリアテギ（Carlos Mariátegui）と、独自の反帝国主義ナショナリズムで知られるビクトル・ラウル・アヤ・デラトレ（Victor Raúl Haya de la Torre）である。両者には革命勢力の基盤をめぐり考えの相違があった。マリアテギは、労働者とともに、あるいはそれ以上に農民を重視したのに対し、アヤ・デラトレは、労働者と中間層のあいだの共闘を主張した。

マリアテギは、1928年にペルー社会党（Partido Socialista del Perú）、翌年には労働組合の連合組織、ペルー労働総同盟（Confederación General de Trabajadores del Perú: CGTP）を結成した。1930年にマリアテギが早世すると、ペルー社会党はペルー共産党（Partido Comunista Peruano）へと名前を変えた。同党は、1964年に毛沢東派が分派した際、ペルー共産党統一派（Partido Comunista Peruano-Unidad）と名乗った⁽¹³⁾。

他方、アヤ・デラトレは、亡命先のメキシコで1924年にアメリカ革命人民連合（Alianza Popular Revolucionaria Americana: APRA）を結成し、1930年にペルーでアプラ党（Partido Aprista Peruano）を立ち上げた。のちの1944年、アプラ党系の労働組合を束ねるペルー労働連合（Confederación de Trabajadores del Perú: CTP）を創設する。

1960年代末まで、より多数の労働運動を傘下に従えたのはアプラ党の影響下にあったCTPであった。ペルーの近代化の軸となったコスタ中部・北部の労働者（農場労働者、工場・港湾労働者など）と中間層を基盤に据え、アプラ党は寡頭支配と対立した。

他方、マリアテギ亡き後のペルー共産党は、アンデス高地を中心とする農

村での浸透を図ったものの、中心となる指導者が早世したことに加え、いまだ強力な政治力を有していた大土地所有者の支配を前に、またそうした支配のもとで多数の農民が政治的に覚醒していなかったことから、支持を拡大できなかった¹⁴⁾。それでも、1950年代に入り、コスタにおいて一定の経済発展がみられる一方、コスタの寡頭支配層がシエラを切り捨て、コスタを優遇する政策を採用した（Cotler 1978, 286-287）ことから、大土地所有者などシエラの寡頭支配層の力の低下が加速し、農民による抗議活動も活発化し始めた。

上述のように、労働組合の動き、とくにCTPを介したアブラ党主導による労働組合の活動が活発化したものの、1960年代までは、寡頭支配を覆せなかった。1950年代に寡頭支配層が分裂するまでは、軍の支持を背景に、寡頭支配が強固であったし、1950年代に分裂した後でも、それに対抗する勢力（アブラ党とペルー共産党）が小党分裂化し相互に協力することがなく、寡頭支配を圧倒できなかったのである。

3. アブラ党の路線転換と改革主義的軍事政権の成立

強固な寡頭支配層に対し、少数勢力ながら最大の反寡頭支配勢力となったアブラ党のアヤ・デラトレは、しだいに、その急進性を緩める現実路線に傾斜し、経済社会改革に一定の理解を示した寡頭勢力の一部と協調する方針を打ち出す。「共棲」（convivencia）と呼ばれたその路線は、アブラ党からの急進派の離脱を誘発し、同時に中間層支持者のあいだに失望と幻滅を生んだ。現実路線に転換したアブラ党への反発と1959年のキューバ革命の影響によって、1950年代から1960年代に都市中間層を基盤とする中道右派政党や、アブラ党でもまた既存の共産党（ペルー共産党統一派）でもない「新左翼」（Izquierda Nueva）と呼ばれた左派政党が生まれた。そして、「新左翼」系の労働運動も起きた。そうした状況のもとで、1960年代終わりからは、アブラ党系のCTPに代わり、ペルー共産党統一派系のCGTPが最大の連合組織となった。

さまざまな変化が起きていたとはいえ、政治は引き続き小党分裂化状態で

相互に対立するだけの政党からなっていた。アクターの数は増えても、同じ指向をもつ政党のあいだで、協調関係は構築されなかった。そうした政治が招いた混乱のなかで1968年にクーデタが発生し、改革主義的軍事政権が誕生する。

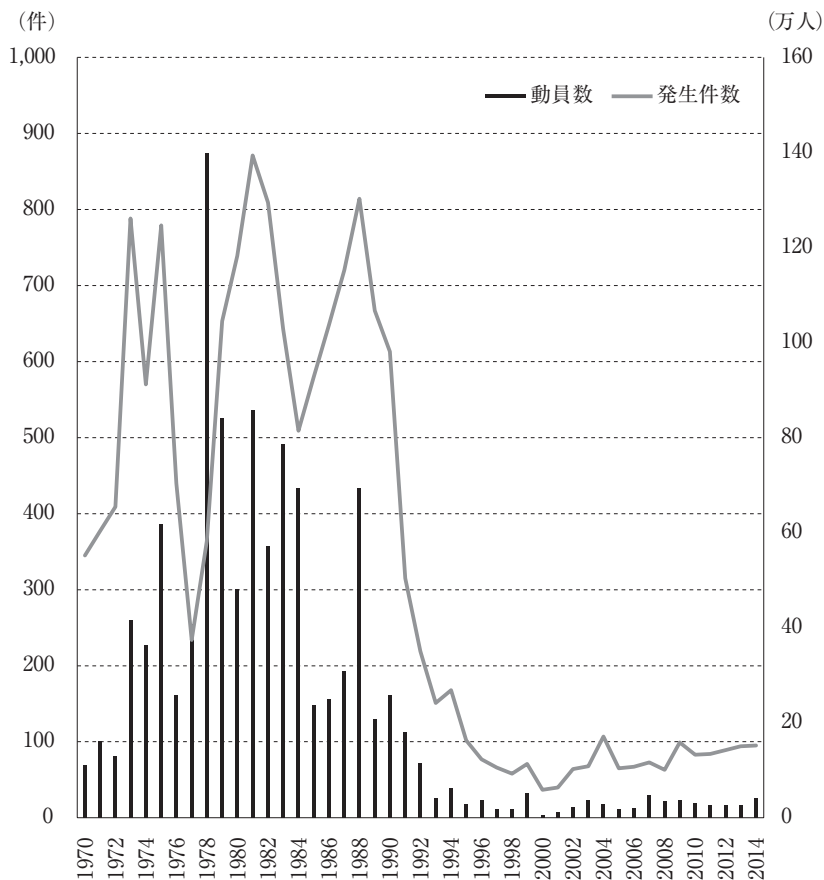
ファン・ベラスコ (Juan Velasco) が主導した改革主義的軍事政権は、農地改革、基幹産業の国有化による国家主導型発展の推進、貧困層の地位向上や社会参加の促進などの国家社会改革を断行した。それらは、自由かつ公正な選挙によって1940年代以降に成立した、限られた数の文民政権が果たせなかったものもある。

労働分野でも、ベラスコ政権は、さまざまな改革を導入した。それらは三つの柱に集約される。第1は労働者保護に関するもので、解雇条件を厳格化し、安定的な雇用を保障した。使用者による一方的な不当解雇を全面的に禁止した新法は、事実上、使用者側による解雇を不可能とした「絶対的な雇用安定性」を労働者に認めた内容であった。第2の柱は、労働者による社会参加の促進で、労働者が自主的に管理する企業体として「労働共同体」を、そして労働者が経営に参加する「産業共同体」を設置した。第3の柱は、労働者の組織化で、官製のペルー革命労働者連合 (Central de Trabajadores de la Revolución Peruana) を設立した。他方、CGTPについては、それを従えるペルー共産党統一派が軍事政権を容認したことから、ベラスコ政権は活動を認めた。

だが、ベラスコの社会参加促進政策は矛盾を内包していた。参加は、軍事政権を批判せず、また軍事政権が設定した範囲を逸脱しないかぎりでも認められていた一方、参加の促進は、自由への覚醒と自覚を参加者に惹起し、軍事政権の権威主義的な支配に対する批判の種を撒いたからである。

他方、勢力を拡大する「新左翼」系の左派政党のもとに、軍事政権を容認するCGTPとは距離をおく労働組合も現れた。1970年代初めの世界的な経済危機もあり、ベラスコ政権がしだいに行き詰まりをみせていた1972年、CGTPから教員の一部が離脱し、教員組合 (Sindicato Único de Trabajadores de

図3-2 スト発生件数と動員数



(出所) MTPE (2015, 39) を基に筆者作成。

la Educación del Perú: SUTEP) を設立した。この組合は、1969年に結成された毛沢東派の一勢力、ペルー共産党赤い祖国派 (Partido Comunista del Perú-Patria Roja) の強い影響下にあった。そして、軍事政権には批判的な姿勢を示した⁽¹⁵⁾。教員組合は、のちに、ペルーにおける組合のなかで強い政治力を有する組合のひとつになり、1980年の民政移管後に左派が結集して統一左翼 (Izquierda Unida) という連合を結成した際に CGTP とのよりを戻す。いずれにせよ、

労働組合が、小党分裂化する左派の一小政党に従属して誕生し、展開するパターンが、改めて観察された。

経済面で行き詰まったベラスコ政権は、1975年のクーデタで退陣し、軍内保守派のフランシスコ・モラレス（Francisco Morales）を中心とする軍事政権が成立した。1980年の民政移管までの同政権は市場経済路線をとった。軍事政権の方向転換に対し、CGTPをはじめとする労働組合は批判を強めた。1978年5月、ならびに1979年の1月と6月の3回にわたりCGTPが中心となりゼネストが実施された。とくに、最初のゼネストは、幅広い市民の参加を得ることに成功し、軍事政権が民政移管を決定する「最後の一押し」となった。この頃が、労働組合の政治力が最も強かった時期であった（図3-2）。

民政移管の過程で招集された制憲議会で作成された1979年憲法には、軍事政権が実施した「絶対的な雇用の安定性」や労働者の企業参加などが基本的権利として盛り込まれた。

第2節 労働組合の影響力の低下と1990年代の新自由主義改革

1. 経済社会構造の変動と1980年代の混乱

労働組合の力が政治の場では高まった1970年代には、労働組合の力を削ぐ構造的な変化が起きていた。非正規雇用の増加である。この時期から、一定基準以上の賃金を得ていないか一定基準以下の時間しか働かない不完全就業者や、インフォーマルセクターで働く労働者が増加した¹⁶⁾。

非正規雇用の増加は、農村から都市へ、とくに首都リマを含むコスタの主要都市へという人口と労働力の移動の結果である。そうした向都移動は、19世紀後半からの一次産品輸出経済の発展期に始まり、1950年代から加速する。国家主導型発展モデルにそった政策が推進され、中長期にわたらないものの、一定の期間経済発展が起きた（1948年から1956年までのマヌエル・オドリア

[Manuel Odría] 政権期)。また、前述のように、この頃、コスタの寡頭支配層は、シエラを切り捨て、コスタを優先する政策をとったことから、シエラが発展する機会をいっそう狭めたためでもあった。コスタの人口は年々増加し、1960年代末にはシエラの人口を上回り、1980年代に全体の過半数を超える。

だがコスタの都市は、十分な正規雇用を提供できなかった。ペルーの経済発展政策、とくに輸入代替工業化政策が十分な成果を上げなかったのである。それは、対立を基調とし小党分裂化する不安定な政治のもとで政策が一貫せず中長期的な経済発展を実現できなかったことに由来する。すでにみたように、1970年代までのペルーの工業化は低いレベルにとどまった (Thorp 1998)。

1980年に民政移管した後も、ペルーは、すでに破綻していた国家主導型発展モデルから脱却できず、経済社会状況は悪化した。民政移管により成立した、中道右派の人民行動党 (Partido Acción Popular) のフェルナンド・ベラウンデ (Fernando Belaúnde) 政権 (1980~1985年) は、自由主義経済路線を志向したが徹底せず実効性に欠けた。次のアプラ党のアラン・ガルシア (Alan García) 政権 (1985~1990年) は、国際金融機関の示す新自由主義的な処方箋に反対し、国家主導型モデルにしがみついた。その結果、インフレが超高率化する一方、国内で資金が枯渇し、停滞した経済は物不足を引き起こした。

以上のような状況は、雇用面にも負の影響を与えた。不完全雇用が増加し、インフォーマルセクターで働く人々の割合も過半数に迫った (表3-2)。また、1980年代末の時点で、労働組合の組織率は15%程度であったとされる。「絶対的な雇用安定性」の法的な保護のもとにある労働者が、少数の「特権的な」存在になっていたのである。

さらに、労働組合以外の、悪化する経済社会状況に対処することを目的とした組織的活動が活発化し、社会における労働組合の重要性や存在が低下した。「新しい社会運動」と呼ばれるそうした運動の代表例には、貧困層集住地域の住民組織や、共同して調理し食事を安価で提供する「人民食堂」などの貧困層の女性による組織的活動、1980年代に活動を開始し活発化した反政府武装組織に対する農民自警団がある。

表3-2 リマにおける就業状況 (%)

年	失業	不完全 就業	就業	インフォーマル セクター
1970	7.0	37.0	56.0	-
1971	8.5	23.8	67.2	-
1972	7.6	18.6	73.8	-
1973	6.4	17.0	76.5	-
1974	6.5	19.9	73.6	-
1975	7.5	17.6	74.9	35.6
1976	6.9	24.4	66.1	40.6
1977	8.4	24.3	64.5	41.6
1978	8.0	38.8	53.2	40.8
1979	6.5	33.0	60.5	38.8
1980	7.1	26.0	66.9	36.7
1981	6.8	26.8	66.4	35.2
1982	6.6	28.0	65.0	25.6
1983	9.0	33.3	57.7	36.2
1984	8.9	36.8	54.3	41.0
1985	10.1	42.5	47.4	43.9
1986	5.3	42.6	52.1	44.6
1987	4.8	34.9	60.3	43.0
1988	7.1	37.0	55.9	-
1989	7.9	73.5	18.6	42.2
1990	8.3	73.1	18.6	50.8
1991	5.9	78.5	15.6	51.1
1992	9.4	75.9	14.7	61.5
1993	9.9	77.4	12.7	53.4
1994	8.8	74.3	16.9	52.9
1995	7.6	42.4	50.0	54.0
1996	7.0	42.7	50.3	-
1997	7.7	41.8	50.5	-
1998	7.8	44.3	47.9	-
1999	8.0	43.5	48.5	-
2000	7.4	49.7	49.7	62.6
2001	9.0	42.2	48.9	-
2002	10.0	42.5	47.6	-
2003	10.5	43.2	46.3	-
2004	10.5	42.8	46.7	62.3
2005	11.4	40.9	47.7	-
2006	8.8	41.2	50.0	-
2007	7.2	38.9	53.9	58.9
2008	6.4	33.4	60.2	55.8
2009	6.3	33.9	59.8	59.8
2010	4.1	37.4	58.5	-
2011	4.0	34.2	61.8	75.3
2012	3.7	30.2	66.1	74.3

(出所) Balbi y Gamero (1990), Webb y Fernández (1992; 1996; 2002; 2004-2010; 2014; 2015) を基に筆者作成。

(注) 就業に関するデータは、計算方式が1996年に変更されたため、1994年までと1995年以降は単純な比較はできない。また1995年以降は、各年の第3四半期の数字である。

インフォーマルセクターについても、1995年までと1996年以降では計算方法が異なっているほか、2009年までのリマ首都圏の数値で2011年以降は全国レベルの数値である。

労働組合を従える左派系の諸政党は、1980年代もその党派性を打破できなかった。共産党の統一派や赤い祖国派などは、他の「新左翼」系小政党とともに、1980年に連合組織、統一左翼を結成した。これは、アルフォンソ・バランテス（Alfonso Barrantes）の指導力のもとで初めて実現した。だが、各有力者が率いる小政党の寄り合い所帯であり続けた。考え方のちがいに個々の利害関係が重なり、連合内では不協和音が絶えなかった。統一左翼は、1990年選挙の準備過程でふたつに分裂し、その後、さらに細かく分派してゆく。そうした1980年代から1990年代の左派勢力の動向のなかで、労働組合も、それぞれの系列のもとにとどまり、幅広い水平的な協調関係は構築されなかった。

むしろ、労働組合の関心は、労働者一般や貧困層などとの水平的な連携の構築ではなく、個々の組織利害に向いていた（Mejía 1998; Parodi 1986; Vildoso 1992）。そうした傾向は、労働運動に限らず、住民運動、貧困層の女性による組織的活動、農民自警団など、同時代のさまざまな社会運動で観察された現象であった（Pásara 1991）⁴⁷。

前述の状況のなかで、労働組合は1980年代に政治力を発揮できなかった。とくに、ガルシア政権期には、統一左翼から立候補して当選した労働組合出身の国会議員がいた。そのうちのひとり、CGTPの書記長バレンティン・パチョ（Valentín Pachó）だった。だが、労働組合が切望していた、労働に関する憲法の一般規定を具体的な細則にする労働基本法を審議し、制定する主導権を発揮しなかった。次の1990年選挙では、パチョを含むCGTP幹部で国会議員に立候補した者から当選者は出なかった（Balbi y Gamero 1990, 87-91）。

より詳しくみると、CGTPが結束力と影響力を発揮できなかったのは、統一左翼内の小政党間の対立を反映し、CGTPのなかでも派閥抗争が強まったことがある。CGTPの主流派は、つねに、ペルー共産党統一派の出身者や建設労働者連合（Federación de Trabajadores en Construcción Civil del Perú）など同派系列の労働組合の指導者（パチョなど）で、CGTPのなかでは穏健な立場

にある。これに対し、非主流派は「新左翼」系の複数の小政党につながる労働組合によって形成され、より急進的であった¹⁸⁾。いずれも、ある特定の左派政党が特定の労働組合を従える構図に変化はなかった (Gil 2014, 117-119; Colter 2015; Gonzalez 2015; Grompone 2015)。

2. フジモリ政権による新自由主義改革の推進

国家主導型発展モデルが完全に行き詰まった1990年、アルベルト・フジモリ (Alberto Fujimori) 政権が発足した。フジモリは政権発足直後から、新自由主義経済政策を実行した。それは、国内の政治的混乱から発動した1992年の憲法停止措置とそれに続く約8カ月の独裁的支配のもとで徹底された。一連の政策により、超高率インフレは終息し、外資が流入し、経済の後退は底を打ち、回復基調となった。

フジモリ政権の新自由主義改革は、労働関係にも及んだ。小出しに幾つもの法律が公布されたが、改革の中心はふたつの点にあった (Gonzales 2015; Toyama 2015)¹⁹⁾。

第1は、ベラスコ政権以来の「絶対的な雇用安定性」の緩和である。使用者側の裁量を大きくし、解雇条件を緩和するとともに、派遣労働や有期雇用の枠を拡大した。解雇にあたって、使用者は退職金の支払い義務を負うものの、解雇理由の明示義務はなくなった。第2は、「その民主化をめざした」とフジモリ政権が主張していた労働組合をめぐる改革である。一企業一組合の原則を破棄し、ひとつの企業内で複数の労働組合が存在することを認めるとともに、産業別の団体交渉権は認めず、企業単位での交渉を規定した。また、ストの実施には組合員の投票による同意が必要となり、スト中の賃金を使用者は支払う義務を負わなくなったほか、労働争議へ介入する国家機能を縮小した。こうした改革の基本方針は、1992年に起草され翌年公布された現行憲法にとり入れられた²⁰⁾。

そうしたフジモリ政権による新自由主義的な労働改革は、ラテンアメリカ

では例外的に進展した事例だった。ラテンアメリカでの新自由主義改革は、財政、金融、市場に関しては進んだが、労働分野はほとんどの国で未着手か、わずかな程度にとどまった。顕著な労働改革が実施されたのは、すでに1970年代から新自由主義改革が始まっていたチリと1990年代のペルーだけであった（Burki y Perry 1998, 46-47）。

フジモリ政権の新自由主義路線は、当初、超高率インフレを鎮め社会を安定させたことを好感し、多くのペルー人の支持を得た²¹⁾。だが、1990年代の半ばには、人々の関心は、安定から、格差や貧困、低賃金、失業や不安定な雇用などのミクロ面での課題に移っていた。そうした課題に対しては、国家の役割と機能を縮小する新自由主義路線は、産業振興などについて多くの政策や措置をとることができなかった。経済は回復基調にあったとはいえ、雇用、インフォーマルセクターといった指標は、新自由主義路線の採択後も、改善する兆しはなかった（表3-2）。2000年にフジモリは、側近の汚職が発覚したことを受けて、辞任に追い込まれた（村上 2004）。

第3節 ポスト新自由主義期の労働組合

これまでの分析から、今世紀の労働組合を考える視角として冒頭で示した、ポスト新自由主義状況、労働組合と左派系政党の関係、労働組合の射程の3点のうち、2点めと3点めについて分析視角としての有効性を確認した。同時に、2点めの労働組合と左派系政党との関係について、より具体的に考慮すべき点が明らかとなった。それは、左派系政党に従属する労働組合という関係に加え、労働組合連合組織のあり方に左派勢力の派閥抗争の構図が色濃く反映するという点である。

以下では、前述の三つの観点から今世紀の労働組合について分析する。

1. 新自由主義経済路線継続のもとでの国家と労働組合

今世紀にラテンアメリカは新自由主義路線の見直しや批判が主流となるポスト新自由主義の段階に入った。ペルーでも、2000年のフジモリ政権崩壊後に実施された3回の選挙で、中道のアレハンドロ・トレド (Alejandro Toledo) 政権 (2001~2006年) を経て、中道左派のガルシア政権 (2006~2011年, 第二期)、左派のオジャンタ・ウマラ (Ollanta Humala) 政権 (2011~2016年) と、新自由主義に批判的な勢力から大統領が当選した。

だが、そのいずれの政権も新自由主義路線を踏襲した。フジモリ政権期から実施されてきた貧困対策や社会政策を継続する一方、マクロ経済の安定を維持する政策を堅持し、2002~2013年までの好調な一次産品輸出に支えられ、ラテンアメリカのなかでも高い水準の成長を記録した。ただ、産業育成など経済発展に向けた政策は議論もされず、経済運営は「自動操縦」(piloto automático) の状態にあると形容される (清水 2008; 村上 2015b; Gonzales 2015; Guerra 2015)。

左派系の政権も結局は新自由主義路線を継続することになったのは、第1節で指摘した、小党分裂化の歴史的宿痾しゅくあが続いていることが原因である。今世紀に成立したいずれの政権も、議会では少数与党 (全議席の3分の1程度) で、一政党としては、過半数を窺うこともできない。他方、新自由主義路線によって、ペルー国内では「勝者」と「敗者」が生まれた。少数派の前者は、金融・サービス分野を中心とする大企業・外国企業、とくに首都リマなどコスタの中部から北部にかけての地域で活動する企業であった。そうした経済界の新自由主義路線の受益者は、経済財政省など経済関係官庁のテクノクラートとともに、新自由主義路線の変更を試みる勢力に対する拒否権グループを形成している。今世紀にペルーで誕生した左派政権は、そうした拒否権グループによる圧力に抗しきれなかったのみならず、社会政策の財源となる税金を向上させるためとの理由から経済成長を優先させる新自由主義勢

力の方針を受け入れた（村上 2015b; Cotler 2015; Gonzales 2015; Grompone 2015; Tanaka 2015）。

一般的には新自由主義路線継続のもとで、労働組合に一定の理解を示す姿勢をみせたのがトレド政権であった（Gonzalez 2015; Toyama 2015; Sosa 2015）。これは、大統領となったトレドが、1990年代のフジモリ政権による権威主義的な政治に反対する指導者として台頭し、反フジモリ派を結集して政権についたことと関係している。トレドは、フジモリ政権による「不正を正すこと」を基本方針に据えるが、そのひとつの課題が労働関係であった。具体的には、トレド政権は、労働側からの諸要求のうち、フジモリ政権が国家規模縮小のために実施した国家公務員削減によって失職した元公務員の職場復帰問題を解決することを決定した。そして、対象者の登録が開始され、2002年12月ならびに2003年の3月と12月に登録者名簿が政府によって正式に承認された。これにより、約2万8000人がいずれかの国家機関に職場復帰した²²。ただ、これは、労働組合幹部にいわせれば、「多くのことを約束しておきながら、何もしなかった大統領が（労働側に——引用者）みせたゼスチャー」でしかなかった（Huamán 2015）²³。

だが、時の大統領の思いつきのゼスチャーだったにせよ、政権発足直後から労働組合に一定の理解を示す姿勢を示したことは、ペルー社会に存在していた労働組合に対する否定的な一般認識を変える契機となった。それまでは、労働運動が急進性、過激性といった点からとらえられ、1980年代に活発化した反政府武装集団と同一視される傾向があった。それが、トレド政権の前半期を境に、自らの権利の尊重を要求する正統な社会アクターのひとつとして改めて認知されるようになった。1980年代から1990年代にかけて極度に悪化した労働組合のイメージが、一定の改善をみせたのである（Toyama 2015; Sosa 2015）。

そうした状況のなかで、労働組合からの積極的な働きかけもあり（Huamán 2015）、2002年7月に憲法裁判所（Tribunal Constitucional）が労働側にとって画期的な判決を下した。この裁判では、電話会社（Telefónica del Perú）を

2000年に解雇された労働者が、フジモリ政権期になされた新自由主義的な労働改革によって行われるようになった解雇は憲法に規定された労働権を侵害するとして職場復帰を求めた。憲法裁判所は労働側の訴えを認め、電話会社元労働者の職場復帰を命じた（TC 2002）。この判決は、実質的には、労働者の解雇に関して1990年代の新自由主義改革前の「絶対的な雇用安定性」に戻す内容であった（Toyama 2015）。世界経済フォーラムがまとめるグローバル競争力報告の近年の雇用解雇慣習インデックスによれば、ラテンアメリカでペルーは雇用解雇の法的な規制が厳格で柔軟ではないグループに入っている²⁴。

そうしたことから、ポスト新自由主義期のペルーにおいて、労働面の脱新自由主義的な改革は、「立法府や行政ではなく、司法、とくに憲法裁判所によってなされた」（Toyama 2015）と指摘できる。立法府は、1980年の民政移管以降、国家の重要な課題についての立法の主導権を發揮したことはなく、すべてが行政府からの法案の提案を受けて審議することが常態化してきた（村上 2004）。今世紀に入っても、政党が小党分裂化する一方、協力関係を相互に構築できない政党政治の伝統的なあり方が続いており、立法府の活動が停滞してきた。そして、労働関係立法についても進展がみられない。労働側がつねに不満を表明しているように、労働側の「悲願である、労働関係の憲法規定を具体的に定めた労働基本法の制定をめぐる議会審議は、政権が交代するたびに、委員会の法案審議段階で立ち消えとなる」のである（Huamán 2015）。

また行政府も、継続的に労働側と協議をする機関を活用していない。労働省に、労使と第三者（専門家やNGOなど）がメンバーとなっている協議機関、労働・雇用促進国家協議会（Consejo Nacional de Trabajo y Promoción del Empleo——以下では労働協議会と略）が設置されている。これは、労働関係の諸課題について労使間の協議による合意形成を目的として設置された国家機関である²⁵。毎年、何度か会合が重ねられてはいるが、「労使がそれぞれの原則的な立場を表明する場となっているだけで、正直申し上げて、時間の浪費であ

る」(Toyama 2015)、「政府は労働側の意見を真剣に聞いてくれない」(Huamán 2015)という惨状にある。

今世紀に政府は、雇用促進を目的として少なくとも八つの法律を成立させた(零細企業法、サービス部門に関する法律、労働分野における社会保障関連法など)が、そのいずれも、労働協議会とは関係なく法案を作成した(Toyama 2015)。また、労働側の基本的な要求のひとつである最低賃金の上げも、労働協議会の審議とは無関係に実施されてきた。ポスト新自由主義期のペルーでは、これまで9回、最低賃金が引き上げられた⁹⁶⁾が、そのどれも、国民からの支持を取り戻すための一手段として、時の大統領が自らの判断で適切と考えた時期に上げ幅を含め決定したのであった(Gonzales 2015; Toyama 2015)。

こうして、国家、とくに行政府や立法府は、労働組合の要求や主張を受け入れるどころか、耳を傾けることもほとんどない状態が続いている。また現在までのところ、労働組合が国家(行政府)にその要求や主張を受け入れさせた実績は皆無に近い。

2. 労働組合の活発化と旧態依然の政党・労働組合関係

元公務員の職場復帰問題とそれへのトレド政権の対応は、他方で、労働組合の活動を活発化させるという「予期せぬ効果」を生んだ(Gonzalez 2015)。CGTPがこの問題に関心を向け、職場復帰を求める人々の組織化に着手したのである。その責任は、マヌエル・コルテス(Manuel Cortez)という人物に託された。コルテスは、1970年代から製鉄公社で労働組合活動に従事してきたベテラン指導者で、1985~1990年には、統一左翼の下院議員を務めたこともある。コルテスは、職場復帰を求める元公務員の組織化の一方、自らの判断で新自由主義改革以降、成長した経済のもとで拡大したサービス部門で働く若い世代の労働者の組織化にも着手した。1990年代以降に流入した外資により展開したスーパーマーケットや百貨店のチェーン、警備会社などで労働

組合を結成した。職場復帰を求める元公務員とともに、そうした新たな労働組合による労働争議の発生は、建設労働者連合、教員組合など、1980年代から1990年代の労働組合にとって厳しい環境を生きのびてきた既存の労働組合の活動も活性化させた（Gonzalez 2015; Sosa 2015; 匿名希望 2015a）。今世紀にペルーで労働関係の紛争が増加した背景には、そうした労働組合をめぐる新たな動きがあった。

しかし、今世紀に入ってから労働運動をめぐる状況の変化は、20世紀に観察された弱い労働組合のあり方を克服する方向に向かっていることを示すものではない。それは、まず、労働組合と政党とのあいだの関係が変わっておらず、前者の刷新にもつながっていないことである。元公務員の職場復帰問題の責任者となったコルテスは、鉱山製鉄労働者連合（Federación Nacional de Trabajadores Mineros y Metalúrgicos del Perú）の出身で、同連盟は統一マリアテギスタ党（Partido Unificado Mariateguista）という「新左翼」系の政党の影響下にあり、CGTPでは非主流派である。そうしたコルテスに白羽の矢が立ったのは、主流派の幹部が、元公務員の組織化の潜在性を過小評価し、重要視しなかったことが背景にある（Gonzalez 2015; 匿名希望 2015a）。また、コルテスによる組織化が予想外の波及効果をもたらしても、CGTPの幹部を占める主流派は、元公務員の問題として扱うだけで労働者全体の利害に位置づけることはしなかったほか、新たに発生した力学を利用してCGTP全体の活性化や刷新に道筋をつけることもなかった。そして、2014年にコルテスが死去すると、CGTPと新たな組織との関係も途絶えた（Gonzalez 2015; 匿名希望 2015a）。

ペルー共産党統一派の指導者やその系列の労働組合の幹部がCGTPの中核を握り続け、裾野を拡大しようとしめないCGTPの体質は変化していないのである。労働組合の勢力を結集する動きもない。

3. 労働組合活動の射程の狭さと世代間の隔絶

そうしたCGTPの幹部には、1970年代から指導的な立場にあった人々が居座り続けている²⁷⁾。この状態は、前出の党派的な偏狭さとともに、世代間の隔絶という問題を引き起こしている。それを典型的に示したのが、2014年末から2015年初めにかけて大きな政治問題となった若年労働基本法である(Gonzalez 2015; Toyama 2015; Sosa 2015)²⁸⁾。

同法は、18歳から24歳の若者を対象に、その雇用機会の拡大を目的としたが、有期雇用が原則で、任意退職金制度、賞与、家族手当、企業利益の分配への参加、有給休暇などの点で、一般の労働関係と比較すると、労働者の権利が制限されていた。端的に言えば、行政府から提起された法案を議会が可決して成立させた若年労働基本法は、「フジモリ政権崩壊以来、初めて可決された、雇用の安定性を緩和する措置」であった(Toyama 2015)。

そのため、2014年12月半ばに大統領が同法を公布してから、それに反対する若年層の労働者による1万人弱規模のデモが翌年の1月までのあいだに5回にわたり組織される事態となった²⁹⁾。そうした反対の声に押され、最終的には同月終わりに議会が若年労働基本法を廃止した。ウマラ大統領も、最終的には同法の廃止に同意した。任期の後半に大統領支持率が不支持率の半分以下に低迷し、政権の権威が失墜している状況では、反対デモの圧力を受ける同法を守り切れなかったのである。

反対デモを組織した若年労働者の指導者は、若年労働基本法が議会で承認される前に、CGTPをはじめとする労働組合組織幹部にその懸念を伝え、反対に向けた動きに協力するよう求めたものの、明確な回答が得られなかった³⁰⁾。そこで、ソーシャルネットワークを通じて、左派系の諸政党や労働組合の青年部門、学生組織、社会活動を目的とするNGOなど、若年労働基本法の影響を受ける若者が活動主体となっている諸組織に対し、若年労働基本法への反対とデモへの協力を呼びかけた。そのような形でデモは組織された。

反対デモに協力したアクターは、ソーシャルネットワークや大学でのつながりに基づく若者による各種団体、左派政党の青年部門、学生連合組織、労働組合の青年部門、地区運動（Las Zonas）と呼ばれた組織体の五つであった。最後の地区運動は、アブラ党に入党したものの旧態依然の幹部支配に幻滅し離脱した若者達が始めた運動で、左派政党と労働組合の青年部門を除くほかのふたつのアクターとともに、若年労働基本法に反対するデモの組織化の中核となった。つまり、CGTPをはじめとする労働組合は、同法の反対運動には加わったものの、その推進に中心的な役割を果たすことはなかったのである。

労働組合が若い世代の労働者との関係で直面している課題は、1980年の民政移管以降に直面した問題と同じである。それは、インフォーマルセクターで働き、自らの直接的な個別利害にのみ関心に向ける労働者との関係をどう構築するか、という課題である。問題をいっそう困難にしているのは、現代の若者の非組織的な傾向である。単に、1980年代のようにイデオロギーや政治的立場に関心がないだけではない。自らの直接的な利害に関係するかぎりにおいては、組織的な行動に加わるが、それ以外は関わりをもたないのである。事実、若年労働基本法という「緊急かつ明白な脅威」がなくなってからは、反対運動を推進した勢力が結集する動きは一切観察されていない（Gonzalez 2015; Sosa 2015）。その指導的立場にあった者も、法律が廃止されてからは、2016年の大統領・国会議員選挙に向けての動きを含め、デモを成功させたネットワークを活用して新たな課題や展開に取り組むことはしていないことを認めている（匿名希望 2015b; 匿名希望 2015c; 匿名希望 2015d）³¹⁾。

インフォーマルセクターの労働者や若者の側に組織化には積極的でない姿勢があるにせよ、労働組合の側から同様の労働問題を抱えているそうした労働者と連携関係を構築し、深めようとする動きがまったくみられない状況にあることにも変化は起きなかった。労働組合活動の射程の狭さという20世紀に観察された課題が、世代間の隔絶という新たな要素が加味されて今世紀にも存在し続けている。

おわりに

本章は、ポスト新自由主義期と呼べる今世紀のペルーにおける労働組合の状況およびその国家との関係を分析した。その作業の前段階として、20世紀における労働組合の展開と国家との関係について概観した。

先行研究が提示する分析の観点としては労働組合による活動の射程の問題があった。本章は、それに左派系政党と労働組合の関係、ポスト新自由主義の状況という2点を加えることを提起し、20世紀の労働組合のあり方を整理する作業を通じて、ポスト新自由主義状況を除くふたつの観点を分析視角として確認した。整理の作業から、左派系政党と労働組合との関係については、左派勢力内の派閥抗争についても考慮すべきことが判明した。

三つの観点から分析した今世紀の労働組合の状況は、第1に、ポスト新自由主義という位相は労働組合が一定の活性化を示す機会を提供した。新自由主義路線が継続されたことから左派政権の誕生は労働組合の動向には関係しなかった。影響を与えたのは、フジモリ政権崩壊後に実施された選挙で勝利した中道のトレド政権で、フジモリ政権による諸政策の見直しの一環として、1990年代に解雇された元公務員の職場復帰問題を解決しようとしたことが発端となった。この問題に政府が取り組むなかで、社会一般にあった労働組合に対する否定的なイメージが消えた。そして、解雇に関し、新自由主義改革の前にあった「雇用の絶対的安定性」に実質的に戻る判断を司法が示す事例が観察された。

だが、そうしたことは、労働組合をめぐる政治力学に変化が生じ始めたことを意味しなかった。それは、第2および第3の観点から指摘できる。第2点めの労働組合と左派系政党との関係については、20世紀を通じて観察された、特定の労働組合や連合組織が左派小政党のひとつに従属してきた状況に変化は起きなかった。元公務員の職場復帰問題をめぐる組織化は、ペルー共産党統一派が主流派を形成するCGTPのコルテスというひとりの指導者が

主導した。ただ、その指導者はCGTP内の非主流派で、CGTP幹部の主流派は職場復帰問題を組織全体にかかわる課題としては扱わなかった。労働組合の内部はもとより、労働組合と左派政党とのあいだの関係に変化が起きることもなかった。

さらに、前の観点と関連し、第3点の労働組合による活動の射程に関しても、従来の状況が大きく変わる方向に第一歩を踏み出すことはなかった。垂直的な政党とのつながりに縛られる一方、自らの利害に関心を向けるのみで、他の労働組合や同様の社会経済的課題に直面する他の社会運動組織との有機的な協力関係を幅広く構築する姿勢も有していない。

また、労働組合幹部の刷新が起こらずその高齢化が進み、世代間の隔絶が発生していることも本章の分析から明らかになった。2014年終わりから2015年初めにかけて起きた若年労働基本法に反対するストをめぐる過程で、労働組合の射程の狭さとともに世代間の隔絶が露呈した。ストは、同法を廃止に追い込んだが、それが何らかの新たな過程や展開あるいは刷新の発端とはならなかった。支持が低迷するウマラ政権下で起きた偶発事にすぎなかった。それは、今世紀に入りパルーで多発している多くの他の社会紛争と同様、一過性で、他の紛争からは孤立した、個別の出来事ではしかなかったのである(村上 2015b)。

労働組合に焦点を合わせた本章の分析は、今後、パルーの国家社会関係が20世紀のあり方とは異なったものとなる可能性が低いことを示している。

[注] _____

- (1) 長期ストも再び観察されるようになった。たとえば、国立系医療部門が2014年5～10月までストを行ったが、同部門の長期ストは1991年以来のことである。なお、労働(組合)関係の基礎統計は、労働省が発表しているが、歴史的に切れ目なく揃っているのは、ここで示したスト数と動員数のみである。労働組合数を含めそれ以外については、統計が存在しない時期がある。とくに、社会が混乱を極めた1980年代から1990年代初めを中心に、欠落している。
- (2) 労働組合に関する先行研究が少ないのは、その衰退と並行して、本章第2

節第1項で述べる「新しい社会運動」が活発化し、研究者の関心がそうした運動に集中したためである。先行研究のほとんどは1980年代に公にされており、1990年代には数が減り、今世紀に入ってから本格的に取り組んだ研究がほぼ皆無である。

- (3) 今世紀の労働組合を対象とした唯一の先行研究である Manky (2014) も、アクターに注目する視点から、労働組合が正規労働者の要求にのみ関心を寄せている点を限界として結論づけている。本章は、そうした点を視角のひとつとして分析を進めるものである。
- (4) 政党と労働組合の関係については、1980年代に左派政党勢力が労働組合によって刷新されなかったという研究が最近発表された (Gil 2014)。ただ、この研究は政党が主体であり、また、労働運動から左派政党 (労働者党) が誕生した1980年代のブラジルとの比較から分析しており、本章の視点とは異なる。
- (5) 寡頭支配勢力とポピュリズム勢力のあいだの激しい暴力対立の後、後者の優位のもとで政治が長期 (30年以上) にわたり安定した国 (コスタリカ、コロンビア、メキシコ、ベネズエラ) では、その動乱が収まった後に実施された選挙で選ばれ任期を全うした最初の大統領の任期開始年を示している。選挙で大統領に当選し任期を全うできたポピュリスト政治家がいる場合 (ウルグアイ、エクアドル、グアテマラ、チリ) は、その最初の大統領の任期の開始年である。また、寡頭支配勢力との対立を制したポピュリズム勢力が中期 (10年以上30年未満) にわたる統治を行った場合 (アルゼンチン、ブラジル、ボリビア) はその開始の年、革命に帰結した場合 (キューバ、ニカラグア) はその発生年を拾っている。寡頭支配を支持する独裁政権や軍事政権が長期に続いた場合 (ドミニカ共和国、エルサルバドル、ハイチ、パラグアイ) は、それから民政移管した年である。前述のいずれでもない場合 (ペルー、パナマ、ホンジュラス) は、農地改革や国有化などを実施した改革主義的な軍事政権が成立した年を示している。
- (6) 生活水準指標は、1人当たりの国内総生産、平均寿命、成人識字率の三つの要素から算出されている。工業化、生活水準のいずれも数字は、1969年、1970年、1971年の数値の平均である (Thorp 1998, 162, 357-361)。工業化の境界線は、ラテンアメリカ諸国のなかでは比較的早い時期から工業化が進んだアルゼンチン、ブラジル、チリ、メキシコ、ウルグアイの5カ国 (Thorp 1998, 162) とそれ以外の諸国との間にひいている。他方、生活水準指標の境界線は、外れ値のハイチを除いた19カ国の平均値にひいている。
- (7) 以下のペルーの国家と社会については、主として、Bourrcaud (1989)、Cotler (1978)、Palmer (1980)、大串 (1993)、遅野井 (1995)、村上 (2004) に依拠している。

- (8) ベルーは、大きく、コスタ (costa——海岸地域)、シエラ (sierra——アンデス高地)、セルバ (selva——アマゾン地域) の三つの地域に分けられる。コスタは太平洋岸の高度800~1000メートルまでの地域で、国土の11%を占める。シエラはコスタの東側、アンデス山脈の東斜面の標高1000メートルまでの地域に広がり、国土の32%に当たる。セルバはシエラの東側で、国土の58%の広さをもつ。
- (9) 1980年以前は、非識字者に参政権が認められておらず、先住民系や混血が多いシエラに人口の半数以上が集中していた1960年代まででも、有権者は、近代化が進んだコスタに半数以上が居住していた。向都移動 (本章第2節参照) により1970年代以降は人口の過半数以上がコスタに集中したことから、識字力の制限がなくなった1980年代以降でも、コスタに過半数以上の有権者が集中する状況が続いている (村上 2004)。
- (10) この傾向は、1980年の民政移管前と後で変わっていない。民政移管前の大統領選挙で、自由かつ公平な競争的選挙が実施された限られた事例では、過半数を獲得した当選者はない (当時は相対多数で当選した)。民政移管後は9回の大統領選挙が決選投票制のもとで実施されている (1980, 1985, 1990, 1995, 2000, 2001, 2006, 2011, 2016年) が、第一次投票で当選者が決まったことは2回 (1985年と1995年) しかない。
- (11) 初期の労働運動については、Portocarrero (1987) も参照。
- (12) 本項の労働組合の展開については、注(7)の文献のほか、Collier and Collier (1991), Gil y Grompone (2014), Roxborough (1998), Sulmont (1975), Yopez y Bernedo (1983) に依っている。
- (13) 1963年の中ソ対立を契機に、ペルーでも両派の対立が深まり、翌1964年に毛沢東派が分派し、ペルー共産党赤旗派 (Partido Comunista del Perú-Bandera Roja) を名乗った。ただ、毛沢東派も一枚岩ではなかった。1969年にはペルー共産党赤い祖国派 (Partido Comunista del Perú-Patria Roja) が、1970年にはペルー共産党輝く道派 (Partido Comunista del Perú-Sendero Luminoso) が分派した。他方、元祖のペルー共産党統一派からは、毛沢東派のみならず、キューバ革命の影響を受けアプラ党でもペルー共産党でもない「新左翼」として数多くの政党が誕生した。いずれも、ひとりの有力者が中心となっていた点でほかの政党と共通していた。なお、同じ共産党でも、毛沢東派は Partido Comunista del Perú と表記するのに対し、旧ソ連派は Partido Comunista Peruano という名称を使う。
- (14) ただし、開発が進んだ鉱山の労働者のあいだには浸透した。
- (15) アプラ党でも元祖の共産党 (ペルー共産党統一派) でもない「新左翼」系の労働組合については、Portocarrero y Tapia (1992), Vildoso (1992) なども参照。

- (16) 本項はおもに、Ballón (1986a; 1986b), Balbi y Gamero (1990), Cameron (1994), Gil (2014), Roberts (1998), Portocarrero y Tapia (1992), Stokes (1995), Vildoso (1992), 遅野井 (1995), 村上 (2004) に依拠している。
- (17) 1980年代のペルーは、反政府武装集団によるテロという問題にも直面した。反政府武装集団は、1980年に武装闘争を開始した毛沢東主義派のセンデロルミノソ (ペルー共産党輝く道派) と、キューバ型の革命を標榜し、1984年から武装闘争に入ったトゥパクアマル革命運動 (Movimiento Revolucionario Túpac Amaru) のふたつである。労働運動を含む社会運動一般について、反政府武装集団の活動が活発化したことを、組織衰退の原因に挙げる研究者がいる。だがそれは決定的ではなかった。ここで指摘したように、同じ制約要因のもとで、組織の増殖が観察された例と衰退した例が存在したからである (村上 2004)。
- (18) 統一左翼のなかでは、新左翼系の政党が急進的で、CGTP などペルー共産党統一派は穏健派、そして、バランテスなどが中道左派に近い穏健派となっていた。
- (19) フジモリ政権期の労働関係をめぐる新自由主義改革については、Balbi (1997), Manky (2011), Verdara (2000), Vidal, Cuadros y Sánchez (2012), 小倉 (2005) なども参照。
- (20) フジモリ政権による一連の改革は大統領令によって実施された。それまでも、労働組合は1961年、団体交渉は1971年、ストは1917年にそれぞれ発令された大統領令によって法的枠組みが与えられていた。労働に関する基本法を制定することは、長年にわたり、ペルーの労働組合関係者の悲願となっており、その状況は今日まで続いている (Huamán 2015; Toyama 2015)。
- (21) 同時に、反政府武装集団の首脳部を逮捕し、その活動を封じ込めることに成功したこともフジモリへの支持を高めた。
- (22) その後、ガルシア政権期の2009年8月に第四次の名簿が承認され、現在までのところ、約3万5000人が戻った。しかし、フジモリ政権期には、正当な理由に基づかない解雇の場合がある一方、政令で規定された奨励金を受け取って勧奨退職した場合も存在する。職場復帰に向けた登録に際しては、正当な理由もなく解雇されたか否かについて一定の手続きに基づいた調査が実施されたわけではないことには注意を要する (Toyama 2015)。
- (23) また、トレド政権では、労働省による労働基準監督がより厳密に行われるという改善もみられた (Toyama 2015)。これも、労働側からすれば「生ぬるいレベル」でしかないとの評価 (Huamán 2015) だが、トレド政権によるフジモリ政権期の見直しの現れであった。
- (24) ペルーの最近5年間の世界ランキング (順位が低いほど法的規制が厳しい) とラテンアメリカでの順位 (厳しい順) は次のとおり。2014年、130位 / 3

- 位, 2013年, 129位 / 4位, 2012年, 107位 / 10位, 2011年, 102位 / 11位, 2010年, 92位 / 11位 (WEF 2010, 423; 2011, 447; 2012, 470; 2013, 490; 2014, 486)。憲法裁判所の判決については, 労働法の専門家のなかには同意しない意見が根強く存在する (Toyama 2015)。また, こうした判決が出た背景のひとつには, 当時の憲法裁判所の5人の裁判官のうち, 長官を含む3人の裁判官が, フジモリ政権後半に起きた政争に絡んで罷免され, 崩壊したフジモリ政権を引き継いだ暫定政権によって復職を果たした経験をもつ者であったことを指摘できる。
- (25) 前身は, 1990年4月(第一期ガルシア政権時)に設置された労働・社会協調国家協議会 (Consejo Nacional de Trabajo y Concertación Social) で, トレド政権期の2002年に現在の名称と組織に改編された (Balbín 2009, 24-25)。
- (26) 今世紀に入ってから引き上げられた最低賃金(1カ月)は, 2000年3月に410ソル(119ドル), 2003年9月に460ソル(132ドル), 2006年1月に500ソル(147ドル), 2007年10月に530ソル(175ドル), 2008年1月に550ソル(186ドル), 2010年12月に580ソル(206ドル), 2011年2月に600ソル(217ドル), 2011年8月に675ソル(246ドル), 2012年6月に750ソル(285ドル), 2016年5月850ソル(265ドル, 現行)である(カッコ内のドル換算表示は, 引き上げがあった月の平均為替率で計算したもの)。
- (27) これも, 労働組合だけの問題ではなく, 主要な政党でも, 右, 左を問わず, 1970年代から1980年代に幹部となった人物が各党の中核に居座り続けている。1990年代以降に出現した政党も, 同様の問題を抱えており, 政党と並行した問題である(村上 2004; 2015b)。
- (28) 同法の正式名称は, 若年の労働市場ならびに社会的保護への参入を推進する法 (Ley que Promueve el Acceso de Jóvenes al Mercado Laboral y a la Protección Social) であるが, 若年労働基本法 (Ley de Régimen Laboral Juvenil) と通称され, 法の対象となった若い世代は, 若者法 (Ley “Pulpín”) と揶揄して呼んだ。pulpín という単語は, もともと子ども向け飲料の商標だったものが, 「未熟な(者)」を意味する俗語となったものである。
- (29) ベルーでは, 1万人前後のデモは「大規模」の範疇に属する。
- (30) 若年労働基本法に反対する若者による動きについての以下の記述は, インタビュー (Gonzalez 2015; Sosa 2015; 匿名希望 2015b; 匿名希望 2015c; 匿名希望 2015d) に基づいている。また, Dinegro (2015), Fernández (2015) も参照。
- (31) 若年労働基本法に反対するストを主導した勢力のうち, 左派政党系の一部のグループは, のちに同法を代替する法案を作成した (Gonzalez 2015; Sosa 2015)。しかし, これは, 反対ストに参加した勢力全体の提案ではなかった。

〔参考文献〕

＜日本語文献＞

- 大串和雄 1993. 『軍と革命——ペルー軍事政権の研究——』東京大学出版会.
- 岡田勇 2010. 「先住民政治と民主主義——ペルーとボリビアにおける先住民運動——」博士論文 筑波大学.
- 小倉英敬 2005. 「新自由主義的な労働改革をもたらすもの——ペルー・フジモリ政権の経験——」内橋克人・佐野誠編『ラテン・アメリカは警告する——「構造改革」日本の未来——』新評論 149-166.
- 遅野井茂雄 1995. 『現代ペルーとフジモリ政権』アジア経済研究所.
- 遅野井茂雄・宇佐見耕一編 2008. 『21世紀ラテンアメリカの左派政権——虚像と実像——』アジア経済研究所.
- 清水達也 2008. 「成長を最優先するペルー・ガルシア政権」遅野井茂雄・宇佐見耕一編『21世紀ラテンアメリカの左派政権——虚像と実像——』アジア経済研究所 239-271.
- 村上勇介 2004. 『フジモリ時代のペルー——救世主を求める人々、制度化しない政治——』平凡社.
- 2013. 「ネオリベラリズムと政党——ラテンアメリカの政治変動——」村上勇介・仙石学編『ネオリベラリズムの実践現場——中東欧・ロシアとラテンアメリカ——』京都大学学術出版会 199-231.
- 2015a. 「ネオリベラリズム後のラテンアメリカ」村上勇介編『21世紀ラテンアメリカの挑戦——ネオリベラリズムによる亀裂を超えて——』京都大学学術出版会 1-20.
- 2015b. 「ポストネオリベラリズム期ペルーの社会紛争と政治の小党分裂化」村上勇介編『21世紀ラテンアメリカの挑戦——ネオリベラリズムによる亀裂を超えて——』京都大学学術出版会 69-97.

＜スペイン語文献＞

- Balbi, Carmen Rosa, y Julio Gamero 1990. “Los trabajadores en los 80: entre la formalidad y la informalidad.” In *Movimientos sociales: elementos para una relectura*, edited by Carmen Rosa Balbi et al. Lima: Centro de Estudios y Promoción del Desarrollo (DESCO), 55-109.
- Balbín Torres, Edgardo 2009. *Las organizaciones sindicales en el Perú y el Consejo Nacional de Trabajo y Promoción del Empleo (2001-2008)*. Lima: Oficina Internacional del Trabajo.

- Ballón, Eduardo, ed. 1986a. *Movimientos sociales y crisis: el caso peruano*. Lima: DESCO.
- . 1986b. *Movimientos sociales y democracia: la fundación de un nuevo orden*. Lima: DESCO.
- Bourrcaud, François 1989. *Poder y sociedad en el Perú*. (Ideología y política 6). Lima: Instituto de Estudios Peruanos (IEP) e Instituto Francés de Estudios Andinos.
- Burki, Shahid, y Guillermo E. Perry 1998. *La larga marcha: una agenda de reformas para la próxima década en América Latina y el Caribe*. Washington, D.C.: Banco Mundial.
- Cotler, Julio 1978. *Clases, estado y nación en el Perú*. (Perú problema 17). Lima: IEP.
- Dinegro Martínez, Alejandra 2015. *Pulpines y el trabajo digno: crónica de una lucha victoriosa*. Lima: n.d.
- Fernández Maldonado, Enrique 2015. *La rebelión de los pulpines: jóvenes, trabajo y política*. Lima: Otra Mirada.
- Gil Piedra, Rodrigo 2014. "Adaptarse es sobrevivir: elementos para entender la caída de la Izquierda Unida peruana en clave comparada." *Revista ciencia política y gobierno* 1(2): 103–127.
- Gil Piedra, Rodrigo, y Alvarado Grompone Velásquez 2014. "Sindicalismo y política en el Perú: una breve aproximación en perspectiva comparada." (Documento de Trabajo No.21) Lima: Asociación Civil Politai.
- Manky Bonilla, Walter Omar 2011. "El día después del tsunami: notas para comprender a los sindicatos obreros peruanos en las últimas décadas del siglo XX." *Debates en sociología* (36): 107–134.
- . 2014. "Democracia, crecimiento económico y sindicalismo en el Perú del siglo XXI: continuidades y rupturas." *Revista latino-americana de estudos do trabalho* 19(31): 195–228.
- Mejía, Carlos 1998. "Trabajadores, sindicatos y nuevas redes de articulación social (Documento de trabajo 88)." Lima: IEP.
- MTPE (Ministerio de Trabajo y Promoción del Empleo) 2015. *Anuario estadístico sectorial del MTPE 2014*. Lima: MTPE.
- Parodi, Jorge 1985. "La desmovilización del sindicalismo industrial peruano en el segundo Belaundismo." (Documento de trabajo Serie Sociología Política 1) Lima: IEP.
- . 1986. "*Ser obrero es algo relativo...*": *obreros, clasismo y política*. (Urbanización, Migraciones y Cambios en la Sociedad Peruana 7) Lima: IEP.
- . 1988. "Los sindicatos en la democracia vacía." In *Democracia, sociedad y gobierno en el Perú*, edited by Luis Pásara y Jorge Parodi. Lima: Centro de Estudios de Democracia y Sociedad, 79–124.
- Pásara, Luis et al. 1991. *La otra cara de la luna: nuevos actores sociales en el Perú*. Lima:

- Centro de Estudios de Democracia y Sociedad.
- Portocarrero Maish, Gonzalo, y Rafael Tapia Rojas 1992. *Trabajadores, sindicalismo y política en el Perú de hoy*. Lima: Asociación Laboral para el Desarrollo.
- Portocarrero, Julio 1987. *Sindicalismo peruano: primera etapa 1911-1930*. Lima: Editorial Gráfica Labor S.A.
- Sulmont, Denis 1975. *El movimiento obrero en el Perú: 1900-1956*. Lima: Pontificie Universidad Católica del Perú.
- TC (Tribunal Constitucional) 2002. "EXP N.° 1124-2001-AA/TC". <http://www.tc.gob.pe/jurisprudencia/2002/01124-2001-AA.html> (2015年12月1日アクセス).
- Vidal, Álvaro, Fernando Cuadros, y Christian Sánchez 2012. *Flexibilización laboral en el Perú y reformas de la protección social asociadas: un balance tras 20 años*. Santiago de Chile: Comisión Económica para América Latina y el Caribe.
- Vildoso Chirinos, Carmen 1992. *Sindicalismo clasista: certezas e incertidumbres*. Lima: Edaprospro.
- Verdera, Francisco 2000. "Cambio en el modelo de las relaciones laborales en el Perú 1970-1996 (JCAS Occasional Paper 5)." The Japan Center for Area Studies, National Museum of Ethnology.
- Webb, Richard, y Graciela Fernández Baca, ed. 1992, 1996, 2002, 2004-2010, 2014, 2015 [each year] *Perú en números* [each year] Lima: Instituto Cuánto.
- Yopez del Castillo, Isabel, y Jorge Bernedo Alvarado 1983. *La sindicalización en el Perú*. Lima: Fundación Friedrich Ebert y Pontificia Universidad Católica del Perú.

< 英語文献 >

- Balbi, Carmen Rosa 1997. "Politics and Trade Unions in Peru." In *The Peruvian Labyrinth: Polity, Society, Economy*, edited by Maxwell A. Cameron and Philip Mauceri. University Park: The Pennsylvania State University, 134-151.
- Cameron, Maxwell 1994. *Democracy and Authoritarianism in Peru: Political Coalitions and Social Change*. New York: St. Martin's Press.
- Collier, Ruth, and David Collier 1991. *Shaping the Political Arena: Critical Junctures, the Labor Movement, and Regime Dynamics in Latin America*. Princeton: Princeton University Press.
- Migdal, Joel S. 1988. *Strong Societies and Weak States: State-Society Relations and State Capabilities in the Third World*. Princeton: Princeton University Press.
- 2001. *State in Society: Studying How States and Societies Transform and Constitute One Another*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Palmer, David Scott 1980. *Peru: The Authoritarian Tradition*. New York: Praeger.
- Roberts, Kenneth 1998. *Deepening Democracy? The Modern Left and Social Movements*

- in Chile and Peru*. Stanford: Stanford University Press.
- Roxborough, Ian 1998 "Urban Labour Movements in Latin America since 1930." In *Latin America: Politics and Society since 1930*, edited by Leslie Bethell. Cambridge: Cambridge University Press, 219-290.
- Stokes, Susan 1995. *Cultures in Conflict: Social Movements and the State in Peru*. Berkeley: University of California Press.
- Thorp, Rosemary 1998. *Progress, Poverty and Exclusion: An Economic History of Latin America in the Twentieth Century*. Washington, D.C.: Inter-American Development Bank.
- WEF (World Economic Forum) 2010-2014 [each year] *Global Competitive Report* [each year] Geneva: WEF.

<インタビュー>

- 匿名希望 2015a. 「2015年12月3日, 筆者によるペルー労働総同盟 (CGTP) 中堅幹部 (匿名希望) へのインタビュー」
- 2015b. 「2015年12月8日, 筆者による若年層の労働指導者 (ペルー共産党紅旗派系, 匿名希望) へのインタビュー」
- 2015c. 「2015年12月10日, 筆者による若年層の労働指導者 (地区運動指導者, 匿名希望) へのインタビュー」
- 2015d. 「2015年12月2日, 筆者による学生運動指導者 (匿名希望) へのインタビュー」
- Cotler, Julio 2015. 「2015年12月9日, 筆者によるペルー問題研究所主任研究員・社会学者 Julio Cotler へのインタビュー」
- Gonzales, Efraín 2015. 「2015年12月2日, 筆者によるペルーカトリカ大学経済学部教授・経済学者 Efraín Gonzales へのインタビュー」
- Gonzalez, Raúl 2015. 「2015年11月30日, 筆者による開発促進研究センター元研究員・社会学者 Raúl Gonzalez へのインタビュー」
- Grompone, Romeo 2015. 「2015年12月7日, 筆者によるペルー問題研究所主任研究員・社会学者 Romeo Grompone へのインタビュー」
- Guerra, Hugo 2015. 「2015年12月8日, 筆者による保守系全国紙『エルコメルシオ』論説委員 Hugo Guerra へのインタビュー」
- Huamán, Mario 2015. 「2015年12月4日, 筆者によるペルー労働総同盟書記長 Mario Huamán へのインタビュー」
- Sosa, Paolo 2015. 「2015年12月14日, 筆者によるペルー問題研究所研究助手・社会学者 Paolo Sosa へのインタビュー」
- Tanaka, Martín 2015. 「2015年12月1日, 筆者によるペルーカトリカ大学社会科学部教授・政治学者 Martín Tanaka へのインタビュー」

Toyama, Jorge 2015. 「2015年11月27日, 筆者によるペルーカトリカ大学法学部教授・労働法弁護士 Jorge Toyama へのインタビュー」

